⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 2 : 00 p.m. 9 May 2011

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00 a.m. 11 July 2011 (tenders brought with 11 : 00 a.m. 11 July 2011 or submitted by mail 11 : 00 a.m. 11 July 2011)

⑹　Contact point for tender documentation : Kazuo Katou, Senior Officer of Contracts Division, Contracts of River, Products and Services Division, Sapporo Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, North 2, West 19, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060―8506, Japan TEL 011―611―0309 ext. 3244

○開発札幌第２号（№２）

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　夕張シューパロダム　付替市道白銀橋上部第２工区工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　北海道夕張市

⑷　工事内容　形式：Ａ橋　ＰＣ５径間連結コンポ、橋長（幅員）：Ｌ＝170m（Ｗ＝5.0m）、支間割（長）：Ｌ＝30m＋39m@２＋30.15m＋30m、Ｂ橋　ＰＣ６径間連続ラーメン、橋長（幅員）：Ｌ＝417m（Ｗ＝5.0m）、支間割（長）：Ｌ＝53.7m＋77m@４＋53.7m、上部工　ＰＣコンポ橋（プレキャストセグメント）：Ｎ＝50本、ＰＣラーメン箱桁：Ｖ＝2,488㎥、落橋防止装置工：Ｎ＝８箇所、架設工：１式

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成26年２月28日まで。

⑹　使用する主要な資機材　Ａ橋　プレキャストセグメント：Ｎ＝50本、ＰＣ板：Ｎ＝160枚、Ｂ橋　コンクリート：Ｖ＝2,488㎥、鉄筋：Ｔ＝387ｔ

⑺～⑼　開発札幌第１号の１⑺～⑼に同じ。

⑽　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑾　開発札幌第１号の１⑿に同じ。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

⑴　開発札幌第１号の２⑴に同じ。

⑵　北海道開発局における工事区分「ＰＳコンクリート」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成８年度以降に、下記のアからエの全ての要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、下記のア及びイの全ての要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ア　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

イ　橋梁型式がラーメン形式のＰＣ橋又はアーチ形式のＰＣ橋であること。

ウ　最大支間長が55m以上であること。

エ　架設工法が、固定支保工以外の工法であること。

ただし、上記アからエは同一工事であること。

⑸　本工事に係る施工計画が適正であること。

なお、この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。技術提案による施工計画が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案による施工計画を提出すること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、現在他の工事に従事している場合、落札決定日からおおむね７日以内に当該工事に配置できる技術者であること。ただし、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。また、配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置するものとする。

イ　平成８年度以降に、上記⑷本文に掲げる工事の架設工事の経験を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員が配置する技術者については上記⑷本文に掲げる工事のア及びイの工事の架設工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺～⑾　開発札幌第１号の２⑻～⑿に同じ。

３　総合評価に関する事項

⑴　開発札幌第１号の３⑴に同じ。

⑵　総合評価の方法

ア　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を40点とする。

イ　提案された施工計画が標準案を満たしていれば「標準点」（100点）を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価及び判定し、０～40点の範囲で「加算点」を与える。なお、詳細については入札説明書による。

評価項目

⑺　コンクリート橋の品質を向上するための提案

⑴　特別な安全対策

⑵　環境対策

ウ　入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる者に、その確実性の高さに応じて、評価項目ごとに０～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。

評価項目

⑺　品質確保の実効性。

⑴　施工体制確保の確実性。

エ　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

４　入札手続等

⑴～⑸　開発札幌第１号の４⑴～⑸に同じ。

５　その他

⑴～⑱　開発札幌第１号の５⑴～⑱に同じ。

６　Summary

⑴, ⑵ and ⑷～⑹　The same with the notice above (No. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Section 2 of the Shirogane Bridge, Yubari Shuparo Dam

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年４月８日

契約責任者

独立行政法人国立印刷局

財務担当理事　大久保修身